

16-17年版 電気通信主任技術者試験 1 共通編

IV-168

●建設業法の改正について

平成28年6月より監理技術者の配置について以下の改正がありました。

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては 4,500万円→6,000万円(建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,000万円→4,000万円)に引き上げ。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げ。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては 5,000万円→7,000万円(建築一式工事以外の建設工事にあつては 2,500万円→3,500万円)に引き上げ。

以上、訂正申し上げます。